

# 令和7年6月犬山市議会定例議会会議録

第1号 6月2日（月曜日）

\*\*\*\*\*

## ◎議事日程 第1号 令和7年6月2日午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会期間の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 第40号議案から第49号議案まで  
並びに諮問第1号  
及び報告第1号から報告第6号まで  
(議案上程説明)
- 第5 第44号議案  
(議案質疑、委員会付託、委員長報告、同報告に対する質疑、討論、採決)
- 第6 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

## ◎本日の会議に付した案件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議会期間の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 第40号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第41号議案 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について
- 第42号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第43号議案 工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））
- 第44号議案 工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）
- 第45号議案 調停の申立てについて
- 第46号議案 市道路線の認定について
- 第47号議案 犬山市土地開発公社定款の変更について
- 第48号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）
- 第49号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 報告第1号 令和6年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書について
- 報告第2号 令和6年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

- 報告第3号 令和6年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について  
 報告第4号 令和6年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について  
 報告第5号 令和6年度犬山市土地開発公社決算について  
 報告第6号 令和7年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について

日程第5 第44号議案

日程第6 陳情の委員会送付について

\*\*\*\*\*

◎出席議員（17名）

- |     |         |     |        |
|-----|---------|-----|--------|
| 1番  | 丸山幸治君   | 11番 | 岡覚君    |
| 2番  | ピアソキ恵子君 | 12番 | 岡村千里君  |
| 3番  | 増田修治君   | 13番 | 鈴木伸太郎君 |
| 4番  | 光清毅君    | 14番 | 沼靖子君   |
| 5番  | 小川隆広君   | 15番 | 久世高裕君  |
| 7番  | 諏訪毅君    | 16番 | 柴山一生君  |
| 8番  | 小川清美君   | 17番 | 柴田浩行君  |
| 9番  | 畑竜介君    | 18番 | 大沢秀教君  |
| 10番 | 玉置幸哉君   |     |        |

\*\*\*\*\*

◎欠席議員（1名）

- 6番 島田亜紀君

\*\*\*\*\*

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

- |        |       |      |       |
|--------|-------|------|-------|
| 議会事務局長 | 長谷川敦君 | 議事課長 | 大鹿真君  |
| 統括主査   | 神林亜弥君 | 主査   | 石黒絵美君 |

\*\*\*\*\*

◎説明のため出席した者の職・氏名

- |          |       |         |       |
|----------|-------|---------|-------|
| 市長       | 原欣伸君  | 副市長     | 永井恵三君 |
| 教育長      | 滝誠君   | 経営部長    | 井出修平君 |
| 市民部長兼防災監 | 舟橋正人君 | 健康福祉部長  | 前田敦君  |
| 子ども・子育て監 | 兼松光春君 | 都市整備部長  | 武内雅洋君 |
| 都市整備部次長  | 野本敬弘君 | 経済環境部長  | 小池信和君 |
| 教育部長     | 中村達司君 | 消防長     | 大澤満君  |
| 企画広報課長   | 古田隆行君 | 総務課長    | 藤村崇司君 |
| 学校教育課長   | 西村岳之君 | 学校教育課主幹 | 鈴木早智君 |

\*\*\*\*\*

午前10時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） ただいまから、令和7年6月犬山市議会定例議会を開きます。

ただいまの出席議員は、17名であります。通告による欠席、6番 島田亜紀議員です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程に従いまして、会議を進めます。

\*\*\*\*\*

日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（大沢秀教君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、2番 ヒアキ恵子議員、17番 柴田浩行議員を指名いたします。

\*\*\*\*\*

日程第2 議会期間の決定

◎議長（大沢秀教君） 日程第2、議会期間の決定を議題といたします。

お諮りいたします。6月定例議会の議会日程は、配付いたしました議会日程案のとおり、本日から6月23日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

令和7年6月定例議会 議会日程（案）

議会期間：22日間（6月2日（月）～6月23日（月））

日次	月日	曜日	開議時刻	摘要
第1日	6. 2	月	午前10時	○再開 ○会議録署名議員の指名 ○議会期間の決定 ○諸般の報告 ○議案上程説明 ○単行案件（変更契約）に対する 議案質疑・委員会付託・討論・採決 ○陳情の委員会送付
第2日	3	火		○精読
第3日	4	水		○精読
第4日	5	木		○精読
第5日	6	金	午前10時	○一般質問
第6日	7	⊕		○休会
第7日	8	⊕		○休会
第8日	9	月	午前10時	○一般質問
第9日	10	火	午前10時	○一般質問
第10日	11	水	午前10時	○一般質問
第11日	12	木	午前10時	○議案質疑
第12日	13	金	午前10時	○議案質疑 ○委員会付託
第13日	14	⊕		○休会
第14日	15	⊕		○休会
第15日	16	月		○全員協議会
第16日	17	火		○部門委員会
第17日	18	水		○部門委員会
第18日	19	木		○部門委員会
第19日	20	金		○休会
第20日	21	⊕		○休会
第21日	22	⊕		○休会

第22日	23	月	午前10時	○委員長報告 ○同報告に対する質疑 ○討論 ○採決 ○議員派遣
------	----	---	-------	--

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。よって、議会日程は22日間と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

日程第3 諸般の報告

◎議長（大沢秀教君） 日程第3、この際、諸般の報告をいたします。

市長から、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分した旨の報告が2件ありましたので、これを各位へ配付いたしました。

また、去る5月20日に開催された第101回全国市議会議長会定期総会に、議長及び事務局長が出席いたしましたので、その顛末を各位へ配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） この際、お諮りいたします。

ただいま報告いたしました第101回全国市議会議長会定期総会及び去る4月17日に開催された第108回東海市議会議長会定期総会において、玉置幸哉議員に対し、在職10年の表彰がありました。

この席で表彰状の伝達を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認め、さよう決しました。

ただいまから表彰状の伝達を行います。

玉置議員、演壇の前までお進みください。

表彰状

犬山市

玉置幸哉 殿

あなたは市議会議員として10年、市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第101回定期総会に当たり、本会表彰規程によって表彰いたします。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

会長 丸子善弘

表彰状

犬山市

玉置幸哉 様

あなたは市議会議員の要職にあること10年、鋭意市政の発展に寄与された功績は誠に顕著であります。よって、本会表彰規程により、これを表彰いたします。

令和7年4月17日

東海市議会議長会会長

豊田市議会議長 羽根田利明

ただいま表彰されました玉置議員から、挨拶したい旨の申出がありましたので、これを許可いたします。

玉置議員。

◎10番（玉置幸哉君） 皆さんおはようございます。まずもって、再開日の初日、この表彰にお時間をいただきました。また、挨拶をいただける時間をいただきましたことを感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、いつも表彰を見る立場でしたが、10年たって表彰いただけるんだなど、毎回数人の議員のメンバーがおりますが、私の期は実は私一人だったということで、もうこの3期にして一人になってしまいました。市民の皆さんの負託を受け、そして先輩の委員の皆さんの指導を受け、そして当局の皆さんのご協力があり、何とか10年やってこれました。この期も残り2年弱となりましたが、市民の皆さんの負託に応えるよう、粉骨砕身頑張っていきたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

◎議長（大沢秀教君） 玉置議員、おめでとうございました。

以上で、表彰状の伝達を終わります。

\*\*\*\*\*

日程第4 第40号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号まで

◎議長（大沢秀教君） 日程第4、第40号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号までを議題といたします。

お諮りいたします。第40号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号までを一括議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 異議なしと認めます。

第40号議案から第49号議案まで並びに諮問第1号及び報告第1号から報告第6号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

永井副市長。

〔副市長 永井君登壇〕

◎副市長（永井恵三君） おはようございます。それでは、6月定例議会への提出議案の説明をさせていただきます。

まず、第40号議案 犬山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び犬山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、家庭的保育事業等を実施する小規模の保育所を増やすことによる待機児童の解消、地域の子育て支援機能の維持及び確保を目的として、当該事業所の設置

に関する国が定める基準について、設置条件が緩和または経過措置が延長されることに伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、6ページ以降の新旧対照表によりご説明いたします。

6ページの条例第42条第2項及び8ページの条例第6条第2項では、保育内容支援を行う連携施設の確保義務について、一定の要件を満たす場合には、保育内容支援に関する連携施設の確保を不要とすることができる規定を追加するものです。

7ページの条例第42条第4項及び9ページの条例第6条第4項では、代替保育を行う連携施設の確保義務について、代替保育に関する連携施設の確保を不要とすることができる要件を追加するものです。

8ページの条例附則第4条及び10ページの条例附則第3条では、家庭的保育事業所等の卒園後等の受皿となる連携施設の確保義務について、連携施設の確保が著しく困難であり、また、必要かつ適切な支援ができると市長が認める場合には、連携施設の確保を不要とする経過措置を、令和11年度までの5年間延長するものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第41号議案 犬山市水道布設工事に係る監督者の配置及び資格並びに水道技術管理者の資格に関する条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、建設業法施行令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

第4条第11号及び第5条第8号で、引用する条文にずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

この条例の施行の日については、附則のとおりです。

第42号議案 犬山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、ご説明します。

この案を提出しますのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、4ページ以降の新旧対照表によりご説明します。

第5条では、消防作業従事者等の補償基礎額を改正し、別表では、階級と勤務年数から定める補償基礎額をそれぞれ改正するものです。

この条例の施行の日等については、附則のとおりです。

第43号議案 工事請負契約の締結について（羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制））について、ご説明します。

この案を提出しますのは、羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制）の契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものです。

工事名は、羽黒中央公園多目的スポーツ広場人工芝張替工事（完全週休2日制）。

請負契約金額は、1億8,568万円、受注者は、勝建設株式会社です。

契約の方法は、事後審査型一般競争入札によるもので、9者による入札を5月14日に執行しました。

なお、工期は令和7年11月14日までです。

第44号議案 工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）について、

ご説明します。

この案を提出しますのは、令和6年5月開会議会にて議決をいただきました、犬山南小学校長寿命化改良工事の契約を変更するため、議会の議決を求めるものです。

今回の仮変更契約に先立ちまして、市長の専決処分により、3回の変更契約を締結しております。

第1回は、令和6年11月26日に21万5,600円の増額、第2回は、令和7年3月14日に329万2,300円の減額、第3回は、令和7年4月24日に372万4,600円の増額でございます。

今回の仮変更契約は、4回目の変更契約となり、外部アルミ製建具のガラス固定用パッキンの撤去及びシーリングの打ち替えなどにより、1,065万6,800円の増額をするもので、変更後の請負契約金額は、11億3,825万4,700円となります。

受注者は、青協・名稲特定建設工事共同企業体であり、工期の変更はありません。

第45号議案 調停の申立てについて、ご説明します。

この案を提出しますのは、みどりヶ丘ちびっこ広場のフェンス等が損壊したことに関し、隣接する民地所有者と当該フェンス等の修繕について協議をするため、調停を申し立てることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細につきましては、2ページ以降の民事調停申立書をご参照ください。

第46号議案 市道路線の認定について、ご説明します。

この案を提出しますのは、道路法第8条第2項の規定に基づき、市道1路線の認定の議決を求めるものです。

当該路線につきましては、民間事業者の宅地開発事業に伴い、造成した道路の帰属を受けるものです。

認定する路線名、起点、終点を表した図面を添付してありますので、ご参照ください。

なお、今回認定する路線の延長は、111.81メートルでございます。

第47号議案 犬山市土地開発公社定款の変更について、ご説明します。

令和6年4月5日付で犬山市議会議長より申入れがありました「議員の附属機関等の委員就任に対する申入れ」に関するもので、犬山市土地開発公社の役員減員のため、犬山市土地開発公社定款に規定する役員定数を変更するものです。

内容につきましては、3ページの新旧対照表によりご説明します。

定款第6条第1号に規定する理事の人数について、「8人以上12人以内」を「12人以内」に改めるものです。

この定款の施行の日については、附則のとおりです。

第48号議案 令和7年度犬山市一般会計補正予算（第2号）について、ご説明します。

1ページの第1条は、予算の総額に、2,861万8,000円を増額し、総額を310億2,874万7,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、2款の総務費では、子ども・子育て支援金制度の開始に伴う人事給与システムの改修費、ガバメントクラウドの契約方式の変更による使用料の増額などを計上し、3款の民生費では、羽黒子育て支援センターの整備に係る国庫補助金限度額の引上

げに伴う補助金の増額、制度改正に伴う生活保護システムの改修経費の計上、ガバメントクラウドの契約方式の変更による使用料の減額などを行い、4款の衛生費では、希少種保護に関する講演会経費及び紹介看板の設置工事費を計上し、5款の農林業費では、農地の利用効率化に対する補助金を計上し、6款の商工費では、産体育休代替として会計年度任用職員設置経費等を計上し、7款の土木費では、民間木造住宅耐震化補助金申請件数の増加見込みによる補助金の増額、道路改良工事での電柱移転補償金額の見直しによる補償金の増額を行い、8款の消防費では、消防団第4分団の駐車場整備の経費を計上し、9款の教育費では、部活動の地域移行についての県からの委託に係る経費等を計上しました。

また、歳入では、国庫支出金及び県支出金で、歳出に伴う補助金や委託金を計上し、繰入金では、事業充当や財源調整として、財政調整基金及び環境保全基金からの基金繰入金を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書等をご参照ください。

第49号議案 令和7年度犬山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。

第1条は、予算の総額に、833万8,000円を追加し、総額を66億7,676万5,000円と定めるものです。

次ページ見開きの第1表、歳入歳出予算補正をご覧ください。

歳出から申し上げますと、1款総務費では、子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム開発委託料として、833万8,000円の増額を計上しました。

歳入では、3款国庫支出金で、前述の子ども・子育て支援金制度創設に伴うシステム開発委託料に対する補助金として、833万8,000円の増額を計上しました。

なお、詳細につきましては、5ページ以降の事項別明細書をご参照ください。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦について、ご説明します。

この案を提出しますのは、人権擁護委員の岩田芳子氏の任期が、令和7年9月30日をもって満了となりますので、後任としまして、新任で小島千枝氏を推薦するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

なお、経歴書及び推薦理由書を添付しておりますので、ご参照ください。

報告第1号 令和6年度犬山市一般会計予算継続費繰越計算書について、ご説明します。

この計算書は、継続費の年割額として各年度に計上された歳出予算のうち、当該年度中に支出が終わらなかったものを次年度以降に繰り越して執行するために、地方自治法施行令の規定に基づき、議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、犬山南小学校整備事業について、その内容をお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第2号 令和6年度犬山市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、ご説明します。

この計算書は、これまでの議会で、令和7年度に繰り越すことをお認めいただいた令和6年度予算について、地方自治法施行令の規定に基づき、議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、総合戦略冊子印刷事業のほか15事業について、繰越しを

行ったことをお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第3号 令和6年度犬山市水道事業会計予算繰越計算書について、ご報告します。

この計算書は、令和6年度犬山市水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について、議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、富岡新町五丁目名鉄軌道下推進工事のほか8事業について繰越しを行ったことをお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告第4号 令和6年度犬山市下水道事業会計予算繰越計算書について、ご説明します。

この計算書は、令和6年度犬山市下水道事業会計予算のうち、建設改良費の一部を、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき、繰越額の使用に関する計画について、議会への報告を行うもので、2ページ及び3ページの計算書のとおり、汚水管渠布設事業のほか3事業について繰越しを行ったことをお示しするものです。

詳細につきましては、計算書をご参照ください。

報告の第5号と第6号は、いずれも地方自治法の規定に基づき、土地開発公社の経営状況を報告するものです。

報告第5号の令和6年度犬山市土地開発公社決算について、ご説明します。

2ページをご覧ください。

令和6年度は、土地開発公社による土地の取得と処分がありませんでしたので、5ページ以降の決算報告書に記載のとおり、租税、借入金の借換え、借入利息の支払い、保有地の貸付けによる収益などの運営経費の執行となりました。

なお、事業内容の詳細につきましては、決算報告書と合わせ、事業用地明細書や借入金明細書などを添付するほか、最終ページには、公社監事の決算監査意見書も添付しておりますので、ご参照ください。

報告第6号 令和7年度犬山市土地開発公社事業計画、予算等について、ご説明します。

最初に事業計画をご説明します。

2ページをご覧ください。

令和7年度は、公社により土地を取得する予定はありませんが、長期保有となっている橋爪高雄線用地の処分を計画しました。

続きまして、予算をご説明します。

3ページをご覧ください。

第2条の業務の予定量は、ただいま申し上げた事業計画に基づく用地の処分を計上し、第3条の収益的収入及び支出の収入では、第1款の事業収益で、土地の処分による収益として、5,758万7,000円、第2款の事業外収益で、受取利息や土地の貸付料などとして、20万円を計上し、支出では、第1款の事業原価で、処分する土地の原価として、事業収益と同額を、第2款の販売費及び一般管理費で、公社に係る租税などとして、20万円を計上しました。

第4条の資本的収入及び支出の収入では、過去に借入れを行った事業資金に係る新規利息分の借入れとして29万9,000円、支出では、ただいま申し上げました借入れに係る支払利息と同額の公有地取得事業費と、金融機関への償還金として、2,232万7,000円を計上し、収入が支出に対して不足する額につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

また、第5条は、長期借入金について、その限度額などを定めるものです。

詳細につきましては、4ページ以降の予算実施計画等をご参照ください。

以上でございます。

◎議長（大沢秀教君） 提案理由の説明は終わりました。

\*\*\*\*\*

日程第5 第44号議案

◎議長（大沢秀教君） 日程第5、第44号議案を議題といたします。

ここで議案精読のため、午前10時40分まで休憩いたします。

午前10時27分 休憩

再 開

午前10時40分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

第44号議案に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

4番 光清議員。

◎4番（光清 毅君） 4番、光清 毅です。私からは第44号議案、工事請負契約の変更について、1点、質疑をさせていただきます。

全員協議会資料の14、15ページに、今回、変更内容が幾つかありますが、変更内容の3で、「外部アルミサッシのガラスの落下する可能性があるため」と示されておりますが、このようなことはどうして分かったのか、経緯について質疑いたします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

設計時の窓のパッキンの確認につきましては、3階や4階部分については、足場を設けて確認するのではなく、内部からの確認を実施しています。

その時点では窓の落下につながるようなパッキンの劣化は確認されず、その部分の改修は行わない設計となっていました。

昨年度、外壁に関する施工部分に取りかかるため、受注者が足場を設置しましたが、その足場から窓の確認を行ったところ、ガラスのパッキンの劣化を発見し、市に対して報告をしたという流れとなります。

その後、監督職員、管理者、受注者、建具の専門業者で確認を行った上で、全て改修するのか、劣化の著しい箇所のみを改修するのか協議を進め、劣化している部分のみ改修することとしたものです。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

8番 小川議員。

◎8番（小川清美君） 8番、小川清美でございます。私からも第44号議案、工事請負契約の変更についてから2点、お尋ねをしたいと思います。

全員協議会資料の15ページの一覧表から、お願いしたいと思います。

ナンバーの3です。今、サッシの件、光清議員からございましたが、関連してお聞きしたいと思います。

この現況のガスケットを撤去して、そしてシーリング、シリコンだと思いますが、シリコンに変えるということで理解をいたしておりますが、1,628メートルのシーリングとなっております。どのぐらいの割合かということですね。1,628というのは、全部なのか、あるいは一部なのか。一部だとすれば、どのぐらいの割合のところを直されるのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

今回施工する部分については、一部の窓について施工するものとなります。

窓のサイズについては大小の違いがありますが、全786枚中の171枚を施工しまして、割合にすると約22%となります。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 8番 小川清美議員。

◎8番（小川清美君） 2点目でお聞きします。

ナンバー4です、一覧表でいきますと。室外機2台の設置場所を渡り廊下の屋上部へ変更ということがございます。この変更の理由についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ご質疑にお答えします。

移設対象となる2台の室外機は、南舎の空調のための室外機ですが、現在、接続稼働しているわけではなく、現時点では地上に保管されている状態です。室外機の最終的な設置場所は、エレベーター棟の西側になりますが、これからエレベーター棟の建設に入るため、当該場所に設置すると、車両や重機の使用に支障となってしまいます。そのためエレベーター棟建設の間は、別途、地上部分に仮設置の場所を想定していましたが、工程上、その場所に足場を設置する必要が発生したため、室外機3台のうち2台を北舎と南舎をつなぐ渡り廊下屋上部に仮設接続し、残り1台は地上の設置できる場所で接続し、夏に向けて南舎の空調を稼

働させるとともに、エレベーター棟の作業スペースを確保するものです。

室外機の最終的な設置場所は、先ほど申し上げましたが、エレベーター棟の西側となりますので、エレベーター棟建設後に改めて計画位置への設置を行います。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

12番 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 12番の岡村千里です。私からも第44号議案、工事請負契約の変更について、質疑をさせていただきます。

長寿命化改良工事というんですけれども、内容を見てみますと、学校の建て替えに伴うものだなというふうに思うんですけれども、そもそもなんですが、まずこれ、なぜこの時期に、大分工事も進んできて、もう工期ももうすぐで終わりに近づいてきたと思うんですけれども、なぜこの時期にこの4回目の変更なのかというところがちょっと疑問です。

しかも今回は、議会の初日にこの議決、1,000万円以上だからということが必要だということですけど、こういうケースというのは結構異例だと思います。いつの時点でこれは変更が必要というふうに分かったのか。この時期ではなくて、例えば5月議会、1年間通してずっと議会をやっているわけですので、そういったほかのもっと早い時期にこれを出すことができなかったのか、その点についてまずお聞きします。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

まず、なぜこの時期にということですが、今回第4回目ということになりますが、第3回目は全員協議会でやっていただいたように、つい先回にやらせていただきましたが、今回は、そもそも工事を工区ごとに分けてやっています。今回は特に夏休みの時期の前になるものですから、廊下だとか共用部分で大きな箇所をやるというようなことになっていまして、いろんなやるべきことがどんどん出てきたというところになっていまして、このタイミングでやらせていただきたいということです。

議会の初日ということで、本当に皆様方にはお手数をかけて、誠に恐縮なんですけども、先ほど申し上げたとおり、ちょっと空調の接続の部分が出てまいりまして、夏場をこの空調なしで過ごしてもらうには、どうしてもつらいものですから、室外機を移設させて、それを稼働させたいという思いもありますので、まず議会の初日をお願いをさせていただいて、即議決をいただきたいというような運びとなったというところでもあります。

工期は確かに近いんですけども、もうあと一度ぐらいは変更の内容が出てくるとは思われますが、現場にいろんな要望だとか、どうしても現場やって進めていくと、使いながら改修しているという今の現状の中ですので、どうしても変更が出てきたりします。その時々々にタイムリーにやらせていただくということで、変更契約を出させていただいておりますので、どうぞご理解をお願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 岡村議員。

◎12番（岡村千里君） 再質疑をさせていただきます。

空調だとか、夏に向けてのことだということなので、実際に少し寒い日もありますが、結構暑い日もありますが、今この工事を待っていることによって、子どもたちがそのエアコンを使えないという状況があるのかどうかについてと、それから、これだけ多くのことの変更がまだこれからもあるかもしれないということで、またちょっと驚いているんですけども、最初の設計との違い、例えばこれもどの項目も結構細かくて、例えばトイレの洋式の便座を温水洗浄便座に変更だとかというのは、最初からもっとできなかつたのかどうかということがあろうと思うんですね。ですから、そういった最初の設計やら仕様がまずかつたのではないかなと思います。その点についてはいかがでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） 再質疑にお答えします。

今現状、エアコンが使えていないのは、南舎のGHPエアコン、ガスヒートポンプエアコンは使用ができていません。南舎では電気ヒートポンプのエアコンが設置してある職員室と保健室は使えるんですけども、それ以外は今使えていないという状況になりますので、今回、この変更を認めていただいて、稼働ができるという形になるということです。

変更も非常に細かくて、当初から見込めなかつたのかということですが、ご指摘の点は十分真摯に受け止めさせていただきます。

トイレの変更とかも、温水洗浄のものなんかも、我々としては、基本的には便座が温かくなっていればよいという認識でおるんですけども、今の昨今のこの状況だとか、外部の方々だとか、例えば教員や生徒の中にも、そういうようなものを要するような人が出てくるのではないかというようなことも現場で打合せをさせていただいた上で、今回このようなことにさせていただきました。

あと扉とかも、設計を組むときには大丈夫だったんですけども、現場に入ってやっていったら、がたついているぞというようなこともあったりして、ちょっと本当に細かいような話もありますが、そういったところで、当初、基本的にはきちっと見れるところは見てということは、皆様方のご指摘をしっかりと受け止めてやっておりますけども、今回このような現場とのやり取りの中で、変更が出てきておるといところでご理解をいただきたいと思いません。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

15番 久世議員。

◎15番（久世高裕君） すいません、民生文教委員長で恐縮ですけども、今の質疑の中で、建物のメンテナンスに関わることがありましたので、ほかの部局もいらっしゃるところで聞きたいんですけども、よろしいでしょうか。

◎議長（大沢秀教君） 許可いたします。

◎15番（久世高裕君） ガラスの窓、サッシの件ですけども、落下する危険があるということだったので、以前からそういう状態だったと思うんです。設計時には内部からしか見ないから分からなかつた、だけど、外部から見て分かつたということなんですけど、ということは、この工事をやっていなければ、もしかしたらそのまま落下する可能性があつたというこ

ともなりますよね。

だから、ほかの学校とか、それまでにどういう点検をしていたのかということについて、お願いしたいと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

中村教育部長。

◎教育部長（中村達司君） ただいまのご質疑にお答えします。

通常のメンテナンスといっても、基本的には点検をするということになりますから、普通に教職員が、ガラスだとか、例えば掃除のときだとか、がたついていたらどうだとか、当然そういうようなことでの発覚となりますので、足場を組んで外から、例えば年1回とか数年に1回点検するというようなことは、現状ではやれていないというようなところになります。

今回もパッキンが傷んでいて取り替える、落下の危険性があるという指摘だったというわけですけども、それは中から作業等で気がつくような程度のもではなくて、外から見て専門業者と話した上で、約2割程度はそういうような可能性があるから、パッキンからシーリングに変えましょうというような形で、今回足場を組んでおるがゆえに、変えさせていただいたというところもありますので、今後、他校につきましても、まずは日常のメンテナンス、掃除、清掃等や、点検の中で、その辺はしっかりと見ていきたいと、そのように考えています。

◎議長（大沢秀教君） 久世議員。

◎15番（久世高裕君） 再質疑ですけど、学校部局じゃなくて、こういう建物のメンテナンスを、以前の委員会でも、ほかの委員会でも指摘がありました。継続的にメンテナンスをやっていくと、早期発見、早期対処ということをやってほしいということも、議会からも意見が強く出ているところです。

これは市全体としては、例えば足場を組んで見るまではいかななくても、例えばドローン飛ばして点検するとか、その超音波でやるとか、ちょっとコンコンと打って調べるという技術も今はあるわけですから、そういうメンテナンスの方法なんかも研究していてもおかしくないと思います。

だから、学校だけではなくて、市全体でそういう試みをやっているのか、やろうとしているのか、やろうとはしていなかったのかという点について伺えたらと思います。

◎議長（大沢秀教君） 答弁を求めます。

井出経営部長。

◎経営部長（井出修平君） 全体の話ということですので、私のほうから答弁させていただきます。

一般質問で増田議員のほうから出ている件ともかぶってきますけども、お答えさせていただきます。

施設の管理とか点検につきましては、一般的には施設をどういうふうに委託で管理しているかということにもよってくると思いますが、そういった中の一環としても、点検のほうはしてもらっています。例えば、施設全体を点検委託しているのか、一部だけやっているのかということにもよりますが、そこがまず前提で、今、学校の中でも教員の方々、職員の

方が見ているというところも、その一環になります。

そのほか、施設ごとに施設カルテというものを作成しておりまして、どの時期にどういう点検しているよ、どういう工事しているよということを、施設ごとにそれを持っていますので、そういったことを前提に、もうこれ何年たっているから、そろそろこれ変えなきゃいけないよというのが決まっていますから、それを予算のほうに上げてきていただいております。

そのほかでも今、議員が提案がありましたようなドローンであるとか、超音波なんていうことは、ちょっと今の時点では我々もそこまでは頭行っていませんでしたので、今後、そういったものを点検の中にも活用できないかというのは検討していきたいなと思っています。

取りあえず全体の中で必要な時期に必要なものやっけていくというようなことを、計画の中で位置づけていきたいなと思っております。

以上です。

◎議長（大沢秀教君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、第44号議案に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案を、配付いたしました議案付託表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

\*\*\*\*\*

令和7年6月定例議会常任委員会

付託議案一覧表

《民生文教委員会》

第2委員会室

議案番号	件名
第44号議案	工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 続いて申し上げます。ただいま付託いたしました議案審査のため、委員会が開催されますので、暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

再開

午後1時00分 開議

◎議長（大沢秀教君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

民生文教委員長から委員会の審査結果報告を求めます。

久世民生文教委員長。

〔民生文教委員長 久世君登壇〕

◎民生文教委員長（久世高裕君） 民生文教委員会審査結果報告書の朗読をもって報告にかえさせていただきます。

別紙、民生文教委員会審査結果報告書朗読。

\*\*\*\*\*

民生文教委員会審査結果報告書

令和7年6月2日

犬山市議会議長

大 沢 秀 教 様

民生文教委員長

久 世 高 裕

審査年月日 令和7年6月2日

場 所 第2委員会室

出席委員 5名（1名欠席）

付託議案

第44号議案 工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）

本日 本会議において当委員会に付託されました上記議案について慎重審査いたしました結果、第44号議案については、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 民生文教委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

通告による討論はありませんので、討論は省略いたします。

これより採決を行います。

第44号議案、工事請負契約の変更について（犬山南小学校長寿命化改良工事）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、これを決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

◎議長（大沢秀教君） ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり可決されました。

\*\*\*\*\*

日程第6 陳情の委員会送付について

◎議長（大沢秀教君） 日程第6、陳情の委員会送付について。

5月23日までに陳情8件を受理いたしましたので、配付いたしました一覧表のとおり所管の常任委員会に送付いたします。

\*\*\*\*\*

◎議長（大沢秀教君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月3日から5日までは議案精読とし、6日午前10時から本会議を再開いたしまして、一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後1時03分 散会